

◎新潟県告示第960号

平成27年7月14日新潟県告示第988号（漁業災害補償法に基づく加入区の設定）の一部を次のように改正する。

なお、この告示による改正後の規定は、その共済責任期間の開始日が令和4年11月1日以後の日である共済契約について適用し、その共済責任期間の開始日が令和4年10月31日以前の日である共済契約については、なお従前の例による。

令和4年9月9日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
加入区 の名称	区 域	区 分	加入区 の名称	区 域	区 分
内佐渡 加入区	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域	1～4（略） <u>5 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区の者が行う漁業</u>	内佐渡 加入区	佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合、旧赤泊漁業協同組合、旧羽茂漁業協同組合及び旧小木町漁業協同組合の区域	1～4（略） <u>5 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市江積及び田野浦の区域の者が行う漁業</u> <u>6 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水及び琴浦の区域の者が行う漁業</u> <u>7 1から2に掲げる漁業以外の漁業であって旧小木町漁業協同組合の地区のうち佐渡市小木町、小木、宿根木、強清水、琴浦、江積及び田野浦を除く区域の者が行う漁業</u>